

○三原市中心市街地活性化事業費補助金交付要綱

平成19年4月27日

要綱第101号

(趣旨)

第1条 市は、中心市街地活性化のため、商工団体、商栄会等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象区域)

第2条 この要綱における対象区域は、三原市中心市街地活性化基本計画（平成27年9月制定）の中心市街地活性化区域とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象事業は、中心市街地の活性化を促進するイベント開催事業、情報発信事業、生活環境改善事業、人材育成事業、研修会開催事業等で、市から他の補助金を受けていない事業とする。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金は、次の基準に従い、毎年度予算の範囲内で定める。

- (1) 補助金額は、事業費から事業による収入を控除した額の3分の2以内とする。
- (2) 補助金の限度額は、1件につき100万円とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、事業完了後に交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日三原市要綱第95号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の三原市中心市街地新規出店支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成27年10月1日三原市要綱第94号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の三原市中心市街地活性化事業費補助金交付要綱、改正前の三原市中心市街地空き店舗情報登録制度要綱、改正前の三原市中心市街地新規出店支援事業補助金交付要綱及び改正前の三原市地域商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月16日三原市要綱第33号)

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。